

電力需給約款 新旧対照表

改 定 後	現 行
電力需給約款（特別高圧・高圧）	電力需給約款
目次	目次
第 1 章～第 8 章および別紙（略）	第 1 章～第 8 章および別紙（略）
（削除）	附則
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条（目的）	第 1 条（目的）
この電力需給約款（ <u>特別高圧・高圧</u> ）（以下「この約款」という。）は、小売電気事業者である株式会社 F P S（以下「当社」という。）が、 <u>特別高圧または高圧で電気の供給を受ける電力需要者の需要に応じて電気を供給する場合における供給条件</u> を定めるものである。	この電力需給約款（以下「この約款」という）は、小売電気事業者である株式会社 F P S（以下「当社」という）が電力需要者の需要に応じて電気を供給する場合における供給条件を定めるものである。
第 2 条（約款の適用）	第 2 条（約款の適用）
（略）	（略）
第 3 条（定義）	第 3 条（定義）
1. ～ 3.（略）	1. ～ 3.（略）
4.「当該一般送配電事業者」とは、電力需要者の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者をいう。なお、一般送配電事業者の供給区域の名称は、以下のとおりとする。なお事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限る。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けて当該一般送配電事業を承継した会社を含み、以下同様とする。	（新設）

改 定 後	現 行																				
<table border="1" data-bbox="286 173 925 798"> <tr> <th><u>一般送配電事業者</u></th><th><u>供給区域</u></th></tr> <tr> <td><u>北海道電力ネットワーク株式会社</u></td><td><u>北海道エリア</u></td></tr> <tr> <td><u>東北電力ネットワーク株式会社</u></td><td><u>東北エリア</u></td></tr> <tr> <td><u>東京電力パワーグリッド株式会社</u></td><td><u>東京エリア</u></td></tr> <tr> <td><u>中部電力パワーグリッド株式会社</u></td><td><u>中部エリア</u></td></tr> <tr> <td><u>北陸電力送配電株式会社</u></td><td><u>北陸エリア</u></td></tr> <tr> <td><u>関西電力送配電株式会社</u></td><td><u>関西エリア</u></td></tr> <tr> <td><u>中国電力ネットワーク株式会社</u></td><td><u>中国エリア</u></td></tr> <tr> <td><u>四国電力送配電株式会社</u></td><td><u>四国エリア</u></td></tr> <tr> <td><u>九州電力送配電株式会社</u></td><td><u>九州エリア</u></td></tr> </table> 5.「託送約款等」とは、<u>当該一般送配電事業者</u>が定める託送供給等約款およびその他の接続供給の条件等をいう。なお、当該一般送配電事業者が契約期間中に託送約款等を改定し、これを実施した場合には、改定された託送約款等に準拠するものとする。 6. ～ 1 5. (略) 1 6.「電力量料金」とは、従量料金単価に<u>燃料費等調整単価</u>を加算または減算をして計算されるものをいう。 1 7. (略) 1 8.「消費税相当額」とは、消費税法の規定による消費税および<u>地方税法</u>の規定による地方消費税の両方に相当する金額をいう。 1 9. (略)	<u>一般送配電事業者</u>	<u>供給区域</u>	<u>北海道電力ネットワーク株式会社</u>	<u>北海道エリア</u>	<u>東北電力ネットワーク株式会社</u>	<u>東北エリア</u>	<u>東京電力パワーグリッド株式会社</u>	<u>東京エリア</u>	<u>中部電力パワーグリッド株式会社</u>	<u>中部エリア</u>	<u>北陸電力送配電株式会社</u>	<u>北陸エリア</u>	<u>関西電力送配電株式会社</u>	<u>関西エリア</u>	<u>中国電力ネットワーク株式会社</u>	<u>中国エリア</u>	<u>四国電力送配電株式会社</u>	<u>四国エリア</u>	<u>九州電力送配電株式会社</u>	<u>九州エリア</u>	4.「託送約款等」とは、<u>電力需要者の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者</u>（以下「<u>当該一般送配電事業者</u>」という）が定める託送供給等約款およびその他の接続供給の条件等をいう。なお、当該一般送配電事業者が契約期間中に託送約款等を改定し、これを実施した場合には、改定された託送約款等に準拠するものとする。 5. ～ 1 4. (略) 1 5.「電力量料金」とは、従量料金単価に<u>燃料費調整単価</u>を加算または減算をして計算されるものをいう。 1 6. (略) 1 7.「消費税相当額」とは、消費税法の規定による消費税および<u>地方消費税法</u>の規定による地方消費税の両方に相当する金額をいう。 1 8. (略)
<u>一般送配電事業者</u>	<u>供給区域</u>																				
<u>北海道電力ネットワーク株式会社</u>	<u>北海道エリア</u>																				
<u>東北電力ネットワーク株式会社</u>	<u>東北エリア</u>																				
<u>東京電力パワーグリッド株式会社</u>	<u>東京エリア</u>																				
<u>中部電力パワーグリッド株式会社</u>	<u>中部エリア</u>																				
<u>北陸電力送配電株式会社</u>	<u>北陸エリア</u>																				
<u>関西電力送配電株式会社</u>	<u>関西エリア</u>																				
<u>中国電力ネットワーク株式会社</u>	<u>中国エリア</u>																				
<u>四国電力送配電株式会社</u>	<u>四国エリア</u>																				
<u>九州電力送配電株式会社</u>	<u>九州エリア</u>																				

改 定 後	現 行
20.「<u>他季</u>」とは、毎年10月1日から翌年6月30日までをいう。 21.～25.（略） （削除） 26.～29.（略） 30.「<u>最大需要電力</u>」とは、30分ごとの需要電力の最大値であって、<u>記録型計量器</u>により計量される値をいう。但し、自家発補給電力サービスに係る最大需要電力は除く。 31.「<u>再生可能エネルギー発電促進賦課金</u>」とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」という。）<u>第36条第1項に定める賦課金をいう。</u> 32.「<u>貿易統計</u>」とは、関税法に基づき公表される統計をいう。 33.「<u>電力市場価格</u>」とは、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」という。）の業務規程に定める翌日取引を行なうための卸電力取引市場において、売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして売買取引を行なう価格のうち、卸電力取引所が電力需要者の需要場所の属する供給区域のものとして公表した値をいう。但し、これによりがたい場合は、基準市場価格等に基づき、当社が決定した値とする。 第4条（単位および端数処理） （略） 1. <u>契約電力</u>の単位は、1キロワット（kW）とし、端数については、小数点以下第1位で四捨五入するものとする。<u>但し</u>、第11条第2項を適用した場合に算定された値が0.5キロワット（kW）未満となるときは、契約電力を1キロワット（kW）とする。	19.「<u>その他季</u>」とは、毎年10月1日から翌年6月30日までをいう。 20.～24.（略） 25.「<u>旧一般電気事業者</u>」とは、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社および沖縄電力株式会社（事業の譲渡、合併または会社分割等によって高圧および特別高圧の電力需要者に対する小売供給に係る事業を承継した会社を含む）をいう。 26.～29.（略） 30.「<u>最大需要電力</u>」とは、30分ごとの需要電力の最大値であって、<u>記録型等計量器</u>により計量される値をいう。但し、自家発補給電力サービスに係る最大需要電力は除く。 （新設） （新設） （新設） 第4条（単位および端数処理） （略） 1. <u>電力</u>の単位は、1キロワット（kW）とし、端数については、小数点以下第1位で四捨五入するものとする。<u>ただし</u>、第11条第2項を適用した場合に算定された値が0.5キロワット（kW）未満となるときは、契約電力を1キロワット（kW）とする。

改 定 後	現 行
2. <u>使用電力量</u>の単位は、1 キロワット時（k W h）とし、端数については小数点以下第1位で四捨五入するものとする。 3. ～4.（略）	2. <u>電力量</u>の単位は、1 キロワット時（k W h）とし、端数については小数点以下第1位で四捨五入するものとする。 3. ～4.（略）
第2章 契約の成立および契約期間 第5条（電力需給契約の成立） 1. <u>電力需要者が新たに需給契約の締結を希望される場合は、あらかじめこの約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、当社指定の方法により申込をするものとする。なお、当社と電力需要者の間の需給契約は、契約書の締結日をもって成立するものとする。</u> 2. <u>電気事業法に規定する供給条件の説明時に交付すべき書面、および契約締結後に交付すべき書面に代わる方法として、当社は、電子メールの送信、当社が運営するウェブサイトへの掲載またはお客さま専用のウェブページへの掲載（以下「電磁的方法」という。）を用いる。</u>但し、当社が書面を交付することを妨げるものではない。これらのことについて、電力需要者は予め承諾するものとする。 3. ～4.（略） 第6条（契約期間） 1. 当社と電力需要者の間の電力需給契約の期間は、契約書に定める供給開始日より1年とする。但し、契約期間満了の3ヶ月前までに、電力需要者または当社の一方から相手方に対する書面による意思表示がなされない場合には、電力需給契約は、<u>契約期間満了後も1年ごとに、自動延長されるものとする。但し、契約期間満了の3ヶ月前までに通知しなかった場合でも、電力需要者および当社が別途合意した場合には自動延長は適用されないものとする。</u>	第2章 契約の成立および契約期間 第5条（電力需給契約の成立） 1. <u>当社と電力需要者との間の電力需給契約は、当社が電力需要者の申込を承諾したときに成立する。</u> 2. <u>電気事業法令に規定する供給条件の説明時に交付すべき書面、および契約締結後に交付すべき書面に代わる方法として、当社は、電磁的方法を用いる。</u>但し、当社が書面を交付することを妨げるものではない。これらのことについて、電力需要者は予め承諾するものとする。 3. ～4.（略） 第6条（契約期間） 1. 当社と電力需要者の間の電力需給契約の期間は、契約書に定める供給開始日より1年とする。但し、契約期間満了の3ヶ月前までに、電力需要者または当社の一方から相手方に対する書面による意思表示がなされない場合には、電力需給契約は、<u>契約期間満了後も1年ごとに、自動延長されるものとする。</u>

改 定 後	現 行
2. 契約期間が延長される場合、当社は、原則として、<u>契約延長前に延長後の契約期間のみを</u>書面を交付することなく<u>電磁的方法により説明し</u>、かつ、<u>契約延長前に当社の名称および住所、電力需要者との契約の年月日、延長後の契約期間ならびに供給地点特定番号を記載した書面を交付し</u>、または電磁的方法により提供するものとし、電力需要者は、当該取扱いについて、予め承諾するものとする。 (削除) 第7条（契約保証金） 1. ～2. (略) 3. 予想月額料金の算定の基準となる電力使用量は、電力需要者の負荷率、操業状況および同一業種の<u>負荷率等</u>を勘案して当社が算定するものとする。 4. (略) 5. 電力需給契約が終了した場合において、電力需要者に対して返還すべき<u>契約保証金</u>がある場合には、当社は、契約期間満了後3ヶ月以内に、<u>契約保証金</u>の残額を電力需要者に返還するものとする。なお、当社は、本条の契約保証金に利息を付さないものとする。 第3章 供給電力 第8条（需要場所） (略) 第9条（需給地点） (略) 第10条（供給電圧、供給電気方式、周波数） (略) 第11条（契約電力） (略)	2. 契約期間が延長される場合、当社は、原則として、<u>延長後の契約期間のみを</u>書面を交付することなく説明し、かつ、<u>当社の名称および住所、電力需要者との契約の年月日、延長後の契約期間ならびに供給地点特定番号を記載した書面を契約延長後に交付するものとし</u>、電力需要者は、当該取扱いについて、予め承諾するものとする。 <u>3. 前項の説明および契約期間延長時の交付の方法として、当社は、電磁的方法を用いる。但し、当社が書面を交付することを妨げるものではない。これらのことについて、電力需要者は予め承諾するものとする。</u> 第7条（契約保証金） 1. ～2. (略) 3. 予想月額料金の算定の基準となる電力使用量は、電力需要者の負荷率、操業状況および同一業種の<u>負荷率</u>を勘案して当社が算定するものとする。 4. (略) 5. 電力需給契約が終了した場合において、電力需要者に対して返還すべき<u>保証金</u>がある場合には、当社は、契約期間満了後3ヶ月以内に、<u>保証金</u>の残額を電力需要者に返還するものとする。なお、当社は、本条の契約保証金に利息を付さないものとする。 第3章 供給電力 第8条（需要場所） (略) 第9条（需給地点） (略) 第10条（供給電圧、供給電気方式、周波数） (略) 第11条（契約電力） (略)

改 定 後	現 行
第 4 章 料金等 第 1 2 条（料金等） 電力需要者は、供給開始日以降、基本料金、電力量料金、予備送電サービス料金、自家発補給電力サービスの料金および別紙 2 により算定される再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額を当社に対して支払うものとする。 1.（略） 2. 電力量料金 電力量料金は、次の算定式により求めるものとする。 （算定式） 使用電力量（キロワット時）× 従量料金単価（円／キロワット時） なお、従量料金単価の適用期間、適用時間および適用日の定義は第 3 条（定義）第 1 9 項から第 2 5 項のとおりとする。但し、電力量料金については、別紙 3 の燃料費等調整単価に基づき算出された燃料費等調整額を反映するものとする。また、毎月の燃料費等調整額の具体的な金額については、別途通知する。 3.（略） 4.（略） （1）（略） （2）料金 イ. 自家発補給電力基本料金 1 月当たりの料金は、次の算定式により求められる金額とし、供給開始日以降に適用するものとする。但し、電力需要者が全く電力を使用しない月は、[自家発補給電力基本料金単価割引]を適用する。なお、別紙 1 の力率割引または割増を適用するものとする。 （算定式） 自家発補給電力基本料金単価 × 契約電力	第 4 章 料金等 第 1 2 条（料金等） 電力需要者は、供給開始日以降、基本料金、電力量料金、予備送電サービス料金、および自家発補給電力サービスの料金の合計額を当社に対して支払うものとする。 1.（略） 2. 電力量料金 電力量料金は、次の算定式により求めるものとする。 （算定式） 使用電力量（キロワット時）× 従量料金単価（円／キロワット時） なお、従量料金単価の適用期間、適用時間および適用日の定義は第 3 条（定義）第 1 8 項から第 2 4 項のとおりとする。ただし、別紙 3（1）イによって算定された平均燃料価格が別紙 3（1）ロに規定された当該一般送配電事業者の基準燃料価格を下回る場合は、別紙 3（1）ロによって算定された燃料費調整単価を従量料金単価から差し引くものとし、別紙 3（1）イによって算定された平均燃料価格が別紙 3（1）ロに規定された当該一般送配電事業者の基準燃料価格を上回る場合は、別紙 3（1）ロによって算定された燃料費調整単価を従量料金単価に加えるものとする。 3.（略） 4.（略） （1）（略） （2）料金 イ. 自家発補給電力基本料金 1 月当たりの料金は、次の算定式により求められる金額とし、供給開始日以降に適用するものとする。但し、電力需要者が全く電力を使用しない月は、[自家発補給電力基本料金単価割引]を適用する。なお、別紙 1 の力率割引または割増を適用するものとする。 （算定式） 自家発補給電力基本料金単価 × 契約電力

改 定 後	現 行
ロ．自家発補給電力量料金 自家発補給電力量料金は、次の算定式により求めるものとする。 （算定式） 使用電力量（キロワット時）× 自家発補給電力従量料金単価（円／キロワット時） なお、自家発補給電力従量料金単価の適用期間、適用時間および適用日の定義は第3条（定義）<u>第19項</u>および<u>第20項</u>のとおりとする。 また、別紙3の<u>燃料費等調整単価</u>を加算または減算するものとする。 （3）～（5）（略） 第13条（料金の算定） 1．料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間、検針期間または検針期間等（以下「計量期間等」という。）とする。<u>但し</u>、電気の供給を開始し、または電力需給契約が<u>終了</u>した場合の料金の算定期間は、供給開始日から供給開始日を含む計量期間等の終期までの期間または<u>終了日</u>の前日を含む計量期間等の始期から<u>終了日</u>の前日までの期間とする。 2．（略） 3．料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を1月として算定し、また、計量期間等の最終日の属する暦月をもって料金の該当月を定めるものとする。 （1）電気の供給を開始し、もしくは電力需給契約が<u>終了</u>した場合、または託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を再開し、もしくは停止した場合 （2）～（3）（略） 4．～5．（略） 6．第3項（1）の場合により日割計算をするときは、暦日を計算するものとし、日割計算対象日数に開始日および再開日を含み、停止日および<u>終了日</u>を除くものとし、また、第3項（2）の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用するものとする。	ロ．自家発補給電力量料金 自家発補給電力量料金は、次の算定式により求めるものとする。 （算定式） 使用電力量（キロワット時）× 自家発補給電力従量料金単価（円／キロワット時） なお、自家発補給電力従量料金単価の適用期間、適用時間および適用日の定義は第3条（定義）<u>第18項</u>および<u>第19項</u>のとおりとする。 また、別紙3の<u>燃料費調整単価</u>を加算または減算するものとする。 （3）～（5）（略） 第13条（料金の算定） 1．料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間、検針期間または検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）とする。<u>ただし</u>、電気の供給を開始し、または電力需給契約が<u>消滅</u>した場合の料金の算定期間は、供給開始日から供給開始日を含む計量期間等の終期までの期間または<u>消滅日</u>の前日を含む計量期間等の始期から<u>消滅日</u>の前日までの期間とする。 2．（略） 3．料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を1月として算定し、また、計量期間等の最終日の属する暦月をもって料金の該当月を定めるものとする。 （1）電気の供給を開始し、もしくは電力需給契約が<u>消滅</u>した場合、または託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を再開し、もしくは停止した場合 （2）～（3）（略） 4．～5．（略） 6．第3項（1）の場合により日割計算をするときは、暦日を計算するものとし、日割計算対象日数に開始日および再開日を含み、停止日および<u>消滅日</u>を除くものとし、また、第3項（2）の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用するものとする。

改 定 後	現 行
第 1 4 条（料金の支払方法等） 1. 当社は、料金の算定期間毎に、当該期間の使用電力量を積算し、<u>第 1 2 条（料金等）</u> および前条の規定に従い当該期間に係る該当月の、または、日割計算による、料金を算定する。電力需要者の料金の支払義務は、当該一般送配電事業者から検針の結果等を受領したことにより当社にて料金の請求が可能となった日に発生するものとし、当社はこれに基づき料金の請求をする。 2. （略） 3. 支払日を経過してもなお、当該支払日に支払うべき料金の電力需要者による当社への支払いがなされない場合、当社は電力需要者に対して、支払日の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、<u>遅延利息を申し受ける。遅延利息は、その算定の対象となる料金から、消費税相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に、年 1 0 % の割合（閏年の日を含む期間についても、3 6 5 日当たりの割合とする。）を乗じて算定して得た金額とする。なお、消費税相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てる。</u> 4. （略） 5. 当該一般送配電事業者が、託送約款等の変更等により、<u>託送約款等に定める計量日（以下「計量日」という。）を変更することを公表した場合</u>、当社は、本条第 1 項および第 2 項に規定する料金の請求ならびに支払日の変更を行うものとする。この場合、当社は、電力需要者に対し速やかにその旨を通知する。 6. ～ 7. （略）	第 1 4 条（料金の支払方法等） 1. 当社は、料金の算定期間毎に、当該期間の使用電力量を積算し、<u>第 1 2 条および前条の規定に従い当該期間に係る該当月の、または、日割計算による、料金を算定する。電力需要者の料金の支払義務は、当該一般送配電事業者から検針の結果等を受領したことにより当社にて料金の請求が可能となった日に発生するものとし、当社はこれに基づき料金の請求をする。</u> 2. （略） 3. 支払日を経過してもなお、当該支払日に支払うべき料金の電力需要者による当社への支払いがなされない場合、当社は電力需要者に対して、支払日の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、<u>年率 1 0 % の遅延利息の支払いを求めることができる。</u> 4. （略） 5. 当該一般送配電事業者が、託送約款等の変更等により、<u>計量日を変更すること</u>を公表した場合、当社は、本条第 1 項および第 2 項に規定する料金の請求ならびに支払日の変更を行うものとする。この場合、当社は、電力需要者に対し速やかにその旨を通知する。 6. ～ 7. （略）
第 5 章 使用および供給 第 1 5 条（適正契約の保持） （略） 第 1 6 条（電力需要者の電力受給権） （略）	第 5 章 使用および供給 第 1 5 条（適正契約の保持） （略） 第 1 6 条（電力需要者の電力受給権） （略）

改 定 後	現 行
第 1 7 条（当社の電力供給義務） （略） 第 1 8 条（電力の託送供給のための手続） （略） 第 1 9 条（電力使用統計提出義務） （略） 第 2 0 条（調整装置または保護装置の設置を要する場合） （略） 第 2 1 条（超過使用） （略） 第 2 2 条（電力需要者の力率保持） （略） 第 2 3 条（供給の停止） （略） 第 2 4 条（給電指令の実施等） （略） 第 6 章 保安、工事、工事費の負担 第 2 5 条 （略） 第 2 6 条（立入受忍義務） 1.（略） 2. 当該一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、需要場所へ立ち入ることができる。この場合には、電力需要者は、正当な理由がない限り、当該一般送配電事業者の需要場所への立ち入りを承諾するものとする。なお、電力需要者は、当該一般送配電事業者に対し、所定の証明書の提示を求めることができる。電力需要者は、以上の点について、予め承諾するものとする。	第 1 7 条（当社の電力供給義務） （略） 第 1 8 条（電力の託送供給のための手続） （略） 第 1 9 条（電力使用統計提出義務） （略） 第 2 0 条（調整装置または保護装置の設置を要する場合） （略） 第 2 1 条（超過使用） （略） 第 2 2 条（電力需要者の力率保持） （略） 第 2 3 条（供給の停止） （略） 第 2 4 条（給電指令の実施等） （略） 第 6 章 保安、工事、工事費の負担 第 2 5 条 （略） 第 2 6 条（立入受忍義務） 1.（略） 2. 当該一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、需要場所へ立ち入ることができる。この場合には、電力需要者は、正当な理由がない限り、当該一般送配電事業者の需要場所への立ち入りを承諾するものとする。なお、電力需要者は、当該一般送配電事業者に対し、所定の証明書の提示を求めることができる。電力需要者は、以上の点について、予め承諾するものとする。

改 定 後	現 行
(1) 供給地点に至るまでの当該一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取り付けおよび取り外しを含む。）、改修または検査に関する業務 (2) ～ (6) (略) 第27条（電力需要者の協力） 1. ～ 2. (略) 3. 施設場所の提供 電力需要者は、以下の場合において、当該一般送配電事業者から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供を当社もしくは電力需要者が求められたとき、または当社が必要に応じ電力需要者の電力負荷を測定する<u>ため</u>に必要な通信設備の設置場所の提供を電力需要者に求めたときは、それらの場所を無償で提供するものとする。 (1) ～ (4) (略) 4. ～ 6. (略) 第28条（免責） 1. (略) 2. 第36条（電力需要者の義務違反等による当社の契約解除権）によって電力需給契約を解約した場合または電力需給契約が<u>終了</u>した場合には、当社は、電力需要者の受けた損害について賠償の責めを負わないものとする。 3. <u>漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、電力需要者の受けた損害について賠償の責めを負わないものとする。</u> 4. <u>前3項</u>の規定に加え、当社は、電力需要者が受けた二次的損害または得べかりし利益に係る損害については、賠償の責を負わないものとする。 第29条（違約金補償） (略) 第30条（設備の賠償） (略)	(1) 供給地点に至るまでの当該一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取り付けおよび取り外しを含みます。）、改修または検査に関する業務 (2) ～ (6) (略) 第27条（電力需要者の協力） 1. ～ 2. (略) 3. 施設場所の提供 電力需要者は、以下の場合において、当該一般送配電事業者から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供を当社もしくは電力需要者が求められたとき、または当社が必要に応じ電力需要者の電力負荷を測定する<u>為</u>に必要な通信設備の設置場所の提供を電力需要者に求めたときは、それらの場所を無償で提供するものとする。 (1) ～ (4) (略) 4. ～ 6. (略) 第28条（免責） 1. (略) 2. 第36条（電力需要者の義務違反等による当社の契約解除権）によって電力需給契約を解約した場合または電力需給契約が<u>消滅</u>した場合には、当社は、電力需要者の受けた損害について賠償の責めを負わないものとする。 (新設) 3. <u>前2項</u>の規定に加え、当社は、電力需要者が受けた二次的損害または得べかりし利益に係る損害については、賠償の責を負わないものとする。 第29条（違約金補償） (略) 第30条（設備の賠償） (略)

改 定 後	現 行
第31条（工事費負担） 1. 当該一般送配電事業者から、託送約款等に基づき、電力需要者への電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合、電力需要者は、当社が請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担等相当額として、当該金額を負担するものとし、原則として工事着手前に支払うものとする。当該一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算をうけた場合、電力需要者は、工事費負担金等相当額の精算を速やかにおこなう。 2. （略） 第32条（料金および工事費の精算） 1. （略） 2. 電力需要者が契約電力もしくは自家発補給電力サービスに係る契約電力を新たに設定した後1年に満たないで解約する場合、その期間の基本料金、電力量料金、予備送電サービス電力料金、自家発補給電力サービスの料金について、供給開始日に遡って該当料金の20パーセントを割増したものを適用し、電力需要者は、当該割増額を当社に支払うものとする。 また、当社が当該一般送配電事業者から、電力需給契約の終了に伴う工事費の精算に係る請求を受けた場合は、電力需要者は、当該金額を当社に支払うものとする。 3. ～4. （略）	第31条（工事費負担） 1. 当該一般送配電事業者から、託送約款等にもとづき、電力需要者への電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合、電力需要者は、当社が請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担等相当額として、当該金額を負担するものとし、原則として工事着手前に支払うものとする。当該一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算をうけた場合、電力需要者は、工事費負担金等相当額の精算を速やかにおこなう。 2. （略） 第32条（料金および工事費の精算） 1. （略） 2. 電力需要者が契約電力もしくは自家発補給電力サービスに係る契約電力を新たに設定した後1年に満たないで解約する場合、その期間の基本料金、電力量料金、予備送電サービス電力料金、自家発補給電力サービスの料金について、供給開始日に遡って該当料金の20パーセントを割増したものを適用し、電力需要者は、当該割増額を当社に支払うものとする。 また、当社が当該一般送配電事業者から、電力需給契約の消滅に伴う工事費の精算に係る請求を受けた場合は、電力需要者は、当該金額を当社に支払うものとする。 3. ～4. （略）
第7章 契約の終了 第33条（契約期間の満了） （略）	第7章 契約の終了 第33条（契約期間の満了） （略）

改 定 後	現 行
第34条（中途解約） 供給開始日から起算して1年未満の解約及び契約期間が延長された日から起算して1年未満の解約については、電力需給契約の相手方に対し、解約希望日の3ヶ月前までに書面による意思表示を行うことによりできるものとする。<u>但し、解約希望日の3ヶ月前までに通知しなかった場合でも、電力需要者および当社が別途合意した場合には解約できるものとする。</u> <u>なお、電力需要者からの意思表示による解約の場合は、電力需要者は、当社に対し以下の算定式により算出される金額に加え、この約款第32条（料金および工事費の精算）第2項の規定に従い電力需要者が支払うものとされている金額を支払うことにより、本契約を解約することができる。</u> 記 （契約電力 × <u>解約通知日の属する月において適用される1月当たりの基本料金単価</u> × （（解約した日を含む計量期間等の日数 － 解約した日を含む計量期間等の初日から解約した日までの経過日数） ÷ 解約した日を含む計量期間等の日数）） + （契約電力 × <u>解約通知日の属する月において適用される1月当たりの基本料金単価</u> × 契約期間の残余月数（解約した月は含まない）） + （供給開始日より解約通知日までの1日当たり平均電力使用量 × 従量料金単価の最大値 × 契約期間の残余日数（解約した日は含まない）） 第35条（当社の義務違反等による電力需要者の契約解除権） （略） 第36条（電力需要者の義務違反等による当社の契約解除権） 1.（略） （1）～（6）（略） <u>（7）前各号の他、電力需要者がこの約款または契約書に違反したとき</u> <u>（8）前各号に定める事由に準ずる事由が発生したとき</u> 2.（略）	第34条（中途解約） 供給開始日から起算して1年未満の解約及び契約期間が延長された日から起算して1年未満の解約については、電力需給契約の相手方に対し、解約希望日の3ヶ月前までに書面による意思表示を行うことによりできるものとする。<u>但し、電力需要者からの意思表示による解約の場合は、電力需要者は、当社に対し以下の算定式により算出される金額に加え、この約款第32条（料金および工事費の精算）第2項の規定に従い電力需要者が支払うものとされている金額を支払うことにより、本契約を解約することができる。</u> 記 （契約電力 × <u>1月当たりの基本料金単価</u> × （（解約した日を含む計量期間等の日数 － 解約した日を含む計量期間等の初日から解約した日までの経過日数） ÷ 解約した日を含む計量期間等の日数）） + （契約電力 × <u>1月当たりの基本料金単価</u> × 契約期間の残余月数（解約した月は含まない）） + （供給開始日より解約通知日までの1日当たり平均電力使用量 × 従量料金単価の最大値 × 契約期間の残余日数（解約した日は含まない）） 第35条（当社の義務違反等による電力需要者の契約解除権） （略） 第36条（電力需要者の義務違反等による当社の契約解除権） 1.（略） （1）～（6）（略） （新設） <u>（7）前各号に定める事由に準ずる事由が発生したとき</u> 2.（略）

改 定 後	現 行
3. 本条の規定に基づき、当社が契約を解除した場合、以下の算定式により算出される金額および当社が電力需給契約の履行および解約の為に要した設備費用および工事費用等の実費の合計額を違約金として、当社に支払わなければならない。 (契約電力 × <u>解約通知日の属する月において適用される1月当たりの基本料金単価</u> × ((解約した日から解約した日を含む計量期間等の日数 - 解約した日を含む計量期間等の初日から解約した日までの経過日数) ÷ 解約した日を含む計量期間等の日数)) + (契約電力 × <u>解約通知日の属する月において適用される1月当たりの基本料金単価</u> × 契約期間の残余月数(解約した月は含まない)) + (供給開始日より解約通知日までの1日当たり平均電力使用量 × 従量料金単価の最大値 × 契約期間の残余日数(解約した日は含まない))	3. 本条の規定に基づき、当社が契約を解除した場合、以下の算定式により算出される金額および当社が電力需給契約の履行および解約の為に要した設備費用および工事費用等の実費の合計額を違約金として、当社に支払わなければならない。 (契約電力 × <u>1月当たりの基本料金単価</u> × ((解約した日から解約した日を含む計量期間等の日数 - 解約した日を含む計量期間等の初日から解約した日までの経過日数) ÷ 解約した日を含む計量期間等の日数)) + (契約電力 × <u>1月当たりの基本料金</u> × 契約期間の残余月数(解約した月は含まない)) + (供給開始日より解約通知日までの1日当たり平均電力使用量 × 従量料金単価の最大値 × 契約期間の残余日数(解約した日は含まない))
第8章 約款等の改定等 第37条 (約款等の改定) 1. (略) 2. 電気事業法および<u>電気事業法施行規則</u>に規定する説明すべき事項および交付すべき書面において記載すべき事項を変更する場合、当社は、電力需要者に対し、原則として、<u>当該変更前にその変更の内容のみを説明し、その変更内容を記載した書面を説明時に交付し、かつ、当該変更後に当社の名称および住所、電力需要者との変更契約の年月日、当該変更内容ならびに供給地点特定番号を記載した書面を交付するものとし、電力需要者は、当該取扱いについて、予め承諾するものとする。</u> 3. (略)	第8章 約款等の改定等 第37条 (約款等の改定) 1. (略) 2. 電気事業法および<u>小売電気事業の登録の申請等に関する省令</u>に規定する説明すべき事項および交付すべき書面において記載すべき事項を変更する場合、当社は、電力需要者に対し、原則として、<u>その変更の内容のみを説明し、その変更内容を記載した書面を説明時に交付し、かつ、当社の名称および住所、電力需要者との変更契約の年月日、当該変更内容ならびに供給地点特定番号を記載した書面を契約変更後に交付するものとし、電力需要者は、当該取扱いについて、予め承諾するものとする。</u> 3. (略)

改 定 後	現 行
4. 前項にかかわらず、約款等に定める事項のうち、電気事業法および<u>電気事業法施行規則</u>に規定する説明すべき事項および交付すべき書面において記載すべき事項であって、当該変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない変更である場合には、当社は、電力需要者に対し、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明するものとし、また、契約変更後の書面交付は行わないものとし、電力需要者は、当該取扱いについて予め承諾するものとする。 5. 消費税法および<u>地方税法</u>の改正により消費税（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税をいい、以下同様とする。）の税率が変更された場合には、電力需要者は、当社に対し、変更された税率に基づいて料金その他の債務にかかる消費税相当額を支払うものとする。 第38条（約款等が改定された場合の取り扱い） （略） 第39条（信用情報の共有） 当社は、電力需要者が第36条（電力需要者の義務違反等による当社の契約解除権）第1項第1号に該当する場合には、電力需給契約に係る名義、需要場所および料金の支払状況等について、他の小売電気事業者等に提供することが<u>ある</u>。 （削除）	4. 前項にかかわらず、約款等に定める事項のうち、電気事業法および<u>小売電気事業の登録の申請等に関する省令</u>に規定する説明すべき事項および交付すべき書面において記載すべき事項であって、当該変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない変更である場合には、当社は、電力需要者に対し、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明するものとし、また、契約変更後の書面交付は行わないものとし、電力需要者は、当該取扱いについて予め承諾するものとする。 5. 消費税法および<u>地方消費税法</u>の改正により消費税（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税をいい、以下同様とする。）の税率が変更された場合には、電力需要者は、当社に対し、変更された税率に基づいて料金その他の債務にかかる消費税相当額を支払うものとする。 第38条（約款等が改定された場合の取り扱い） （略） 第39条（信用情報の共有） 当社は、電力需要者が第36条（電力需要者の義務違反等による当社の契約解除権）第1項第1号に該当する場合には、電力需給契約に係る名義、需要場所および料金の支払状況等について、他の小売電気事業者等に提供することが<u>あります</u>。 <u>附 則</u> <u>再生可能エネルギー発電促進賦課金</u> <u>1. 料金は、約款第12条（料金）の規定にかかわらず、各項の規定によって料金として算定された金額に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとする。</u> <u>2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とする。</u>

改 定 後	現 行
別紙 1. 力率割引および割増 (1)～(2)(略) 2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の<u>利用の促進</u>に関する特別措置法<u>第三十二条第二項</u>の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」という。）により定める。 なお、当社は、電力需要者に対し、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を請求書に明示する等により通知する。 (2)(略) (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の<u>使用電力量</u>に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定する。<u>但し、計量日が1日かつ検針種別が分散の場合、計量日の属する月に定める単価を適用とする。</u> なお、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定する。	3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところに従い、原則として、平成24年7月1日以降に使用される電気に適用するものとし、当該電気以外の電気には適用しないものとする。 4. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定は別紙2のとおりとする。 別紙 1. 力率割引および割増 (1)～(2)(略) 2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達</u>に関する特別措置法<u>第32条第2項</u>の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」という。）により定める。 なお、当社は、電力需要者に対し、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を請求書に明示する等により通知する。 (2)(略) (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の<u>使用電力量</u>(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定する。 なお、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定する。

改 定 後	現 行
ロ 電力需要者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第３７条第１項の規定により認定を受けた場合で、電力需要者から当社にその旨を申し出たときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電力需要者からの申出の直後の５月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の４月の料金に係る計量期間等の終期（電力需要者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第３７条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期とする。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第３７条第３項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の<u>利用の促進</u>に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」という。）を差し引いた金額とする。 なお、減免額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てる。 ３． <u>燃料費等調整単価および燃料費等調整額</u> （１）<u>燃料費等調整単価の算定</u> <u>燃料費等調整単価は次の算式に基づき、燃料価格調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価の和とする。燃料費等調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。</u> <u>（算定式）燃料費等調整単価 ＝ 燃料価格調整単価 ＋ 市場価格調整単価 ＋ 離島ユニバーサルサービス調整単価</u> （２）<u>燃料費等調整額</u> <u>燃料費等調整額は、その１月の使用電力量に前項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定する。</u> （３）<u>燃料費等調整単価のお知らせ</u> <u>当社は、別紙３（１）によって算定された各月の燃料費等調整単価を請求書に明示する等により通知する。</u>	ロ 電力需要者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第３７条第１項の規定により認定を受けた場合で、電力需要者から当社にその旨を申し出たときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電力需要者からの申出の直後の５月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の４月の料金に係る計量期間等の終期（電力需要者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第３７条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期とする。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第３７条第３項に規定する政令で定める割合として<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達</u>に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」という。）を差し引いた金額とする。 なお、減免額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てる。 ３． <u>燃料費調整</u> （１）<u>燃料費調整額の算定</u> イ <u>平均燃料価格</u> <u>原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値とする。</u> <u>なお、平均燃料価格は、１００円単位とし、１００円未満の端数は、１０円の位で四捨五入する。</u> <u>平均燃料価格＝$A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$</u> <u>A＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格</u> <u>B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格</u> <u>C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格</u>

改 定 後	現 行																																																						
(4) 燃料価格調整単価の算定 イ 燃料価格調整単価 燃料価格調整単価は、次の算式によって算定された値とする。 なお、中部エリアを除き、燃料価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。 (算定式) 燃料価格調整単価＝（平均燃料価格－基準燃料価格）×（基準単価÷1， 0 0 0） ロ 基準燃料価格 基準燃料価格は電力需要者の供給地点の供給区域ごとに次のとおりとする。 <table><tr><td>北海道エリア</td><td>51,400円</td></tr><tr><td>東北エリア</td><td>83,500円</td></tr><tr><td>東京エリア</td><td>57,500円</td></tr><tr><td>中部エリア</td><td>42,000円</td></tr><tr><td>北陸エリア</td><td>79,800円</td></tr><tr><td>関西エリア</td><td>47,000円</td></tr><tr><td>中国エリア</td><td>41,900円</td></tr><tr><td>四国エリア</td><td>80,300円</td></tr><tr><td>九州エリア</td><td>46,100円</td></tr></table>	北海道エリア	51,400円	東北エリア	83,500円	東京エリア	57,500円	中部エリア	42,000円	北陸エリア	79,800円	関西エリア	47,000円	中国エリア	41,900円	四国エリア	80,300円	九州エリア	46,100円	$\alpha \cdot \beta \cdot \gamma$ は、原油・液化天然ガス・石炭について、原油へ単位を合わせ、各燃料の構成比を乗じた係数（一定）で、これによりそれぞれの燃料の平均価格から原油換算の平均燃料価格を算定する。 α、β、および γ は電力需要者の供給地点を供給区域とする当該一般送配電事業者ごとに次のとおりとする。 <table><tr><td>北海道電力株式会社</td><td>$\alpha=0.4699$</td><td>—</td><td>$\gamma=0.7879$</td></tr><tr><td>東北電力株式会社</td><td>$\alpha=0.1152$</td><td>$\beta=0.2714$</td><td>$\gamma=0.7386$</td></tr><tr><td>東京電力株式会社</td><td>$\alpha=0.1970$</td><td>$\beta=0.4435$</td><td>$\gamma=0.2512$</td></tr><tr><td>中部電力株式会社</td><td>$\alpha=0.0275$</td><td>$\beta=0.4792$</td><td>$\gamma=0.4275$</td></tr><tr><td>北陸電力株式会社</td><td>$\alpha=0.2303$</td><td>—</td><td>$\gamma=1.1441$</td></tr><tr><td>関西電力株式会社</td><td>$\alpha=0.0140$</td><td>$\beta=0.3483$</td><td>$\gamma=0.7227$</td></tr><tr><td>中国電力株式会社</td><td>$\alpha=0.1543$</td><td>$\beta=0.1322$</td><td>$\gamma=0.9761$</td></tr><tr><td>四国電力株式会社</td><td>$\alpha=0.2104$</td><td>$\beta=0.0541$</td><td>$\gamma=1.0588$</td></tr><tr><td>九州電力株式会社</td><td>$\alpha=0.0053$</td><td>$\beta=0.1861$</td><td>$\gamma=1.0757$</td></tr></table> ※事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限る）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けて当該一般送配電事業を承継した会社を含み、以下同様とする。 ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値とする。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。 (イ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合 燃料費調整単価＝（基準燃料価格－平均燃料価格）× $\frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$	北海道電力株式会社	$\alpha=0.4699$	—	$\gamma=0.7879$	東北電力株式会社	$\alpha=0.1152$	$\beta=0.2714$	$\gamma=0.7386$	東京電力株式会社	$\alpha=0.1970$	$\beta=0.4435$	$\gamma=0.2512$	中部電力株式会社	$\alpha=0.0275$	$\beta=0.4792$	$\gamma=0.4275$	北陸電力株式会社	$\alpha=0.2303$	—	$\gamma=1.1441$	関西電力株式会社	$\alpha=0.0140$	$\beta=0.3483$	$\gamma=0.7227$	中国電力株式会社	$\alpha=0.1543$	$\beta=0.1322$	$\gamma=0.9761$	四国電力株式会社	$\alpha=0.2104$	$\beta=0.0541$	$\gamma=1.0588$	九州電力株式会社	$\alpha=0.0053$	$\beta=0.1861$	$\gamma=1.0757$
北海道エリア	51,400円																																																						
東北エリア	83,500円																																																						
東京エリア	57,500円																																																						
中部エリア	42,000円																																																						
北陸エリア	79,800円																																																						
関西エリア	47,000円																																																						
中国エリア	41,900円																																																						
四国エリア	80,300円																																																						
九州エリア	46,100円																																																						
北海道電力株式会社	$\alpha=0.4699$	—	$\gamma=0.7879$																																																				
東北電力株式会社	$\alpha=0.1152$	$\beta=0.2714$	$\gamma=0.7386$																																																				
東京電力株式会社	$\alpha=0.1970$	$\beta=0.4435$	$\gamma=0.2512$																																																				
中部電力株式会社	$\alpha=0.0275$	$\beta=0.4792$	$\gamma=0.4275$																																																				
北陸電力株式会社	$\alpha=0.2303$	—	$\gamma=1.1441$																																																				
関西電力株式会社	$\alpha=0.0140$	$\beta=0.3483$	$\gamma=0.7227$																																																				
中国電力株式会社	$\alpha=0.1543$	$\beta=0.1322$	$\gamma=0.9761$																																																				
四国電力株式会社	$\alpha=0.2104$	$\beta=0.0541$	$\gamma=1.0588$																																																				
九州電力株式会社	$\alpha=0.0053$	$\beta=0.1861$	$\gamma=1.0757$																																																				

改 定 後	現 行																																																						
(算定式) 平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ A＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格 C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格 α、β、およびγは電力需要者の供給地点の供給区域ごとに次のとおりとする。 <table><tr><td>北海道エリア</td><td>α＝0.1946</td><td>β＝0.0827</td><td>γ＝1.0081</td></tr><tr><td>東北エリア</td><td>α＝0.0259</td><td>β＝0.2563</td><td>γ＝0.8915</td></tr><tr><td>東京エリア</td><td>α＝0.0048</td><td>β＝0.3759</td><td>γ＝0.6725</td></tr><tr><td>中部エリア</td><td>－</td><td>β＝0.4381</td><td>γ＝0.5545</td></tr><tr><td>北陸エリア</td><td>α＝0.0415</td><td>β＝0.0745</td><td>γ＝1.2499</td></tr><tr><td>関西エリア</td><td>α＝0.0045</td><td>β＝0.1974</td><td>γ＝1.0532</td></tr><tr><td>中国エリア</td><td>α＝0.0406</td><td>β＝0.0982</td><td>γ＝1.2015</td></tr><tr><td>四国エリア</td><td>α＝0.0845</td><td>β＝0.0699</td><td>γ＝1.1962</td></tr><tr><td>九州エリア</td><td>α＝0.0028</td><td>β＝0.1819</td><td>γ＝1.0863</td></tr></table> ニ 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値とし、電力需要者の供給地点の供給区域ごとに次のとおりとする。	北海道エリア	α ＝0.1946	β ＝0.0827	γ ＝1.0081	東北エリア	α ＝0.0259	β ＝0.2563	γ ＝0.8915	東京エリア	α ＝0.0048	β ＝0.3759	γ ＝0.6725	中部エリア	－	β ＝0.4381	γ ＝0.5545	北陸エリア	α ＝0.0415	β ＝0.0745	γ ＝1.2499	関西エリア	α ＝0.0045	β ＝0.1974	γ ＝1.0532	中国エリア	α ＝0.0406	β ＝0.0982	γ ＝1.2015	四国エリア	α ＝0.0845	β ＝0.0699	γ ＝1.1962	九州エリア	α ＝0.0028	β ＝0.1819	γ ＝1.0863	(ロ １キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料単価を上回る場合) 燃料費調整単価＝（平均燃料価格－基準燃料価格）×$\frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$ 基準燃料価格は電力需要者の供給地点を供給区域とする当該一般送配電事業者ごとに次のとおりとする。 <table><tr><td>北海道電力株式会社</td><td>37,200 円</td></tr><tr><td>東北電力株式会社</td><td>31,400 円</td></tr><tr><td>東京電力株式会社</td><td>44,200 円</td></tr><tr><td>中部電力株式会社</td><td>45,900 円</td></tr><tr><td>北陸電力株式会社</td><td>21,900 円</td></tr><tr><td>関西電力株式会社</td><td>27,100 円</td></tr><tr><td>中国電力株式会社</td><td>26,000 円</td></tr><tr><td>四国電力株式会社</td><td>26,000 円</td></tr><tr><td>九州電力株式会社</td><td>27,400 円</td></tr></table> ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用する。 なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとする。	北海道電力株式会社	37,200 円	東北電力株式会社	31,400 円	東京電力株式会社	44,200 円	中部電力株式会社	45,900 円	北陸電力株式会社	21,900 円	関西電力株式会社	27,100 円	中国電力株式会社	26,000 円	四国電力株式会社	26,000 円	九州電力株式会社	27,400 円
北海道エリア	α ＝0.1946	β ＝0.0827	γ ＝1.0081																																																				
東北エリア	α ＝0.0259	β ＝0.2563	γ ＝0.8915																																																				
東京エリア	α ＝0.0048	β ＝0.3759	γ ＝0.6725																																																				
中部エリア	－	β ＝0.4381	γ ＝0.5545																																																				
北陸エリア	α ＝0.0415	β ＝0.0745	γ ＝1.2499																																																				
関西エリア	α ＝0.0045	β ＝0.1974	γ ＝1.0532																																																				
中国エリア	α ＝0.0406	β ＝0.0982	γ ＝1.2015																																																				
四国エリア	α ＝0.0845	β ＝0.0699	γ ＝1.1962																																																				
九州エリア	α ＝0.0028	β ＝0.1819	γ ＝1.0863																																																				
北海道電力株式会社	37,200 円																																																						
東北電力株式会社	31,400 円																																																						
東京電力株式会社	44,200 円																																																						
中部電力株式会社	45,900 円																																																						
北陸電力株式会社	21,900 円																																																						
関西電力株式会社	27,100 円																																																						
中国電力株式会社	26,000 円																																																						
四国電力株式会社	26,000 円																																																						
九州電力株式会社	27,400 円																																																						

改 定 後				現 行	
		高圧	特別高圧	平均燃料価格算定期	燃料費調整単価適用期間
<u>北海道エリア</u>	<u>1 キロワット時につき</u>	<u>0.188 円</u>	<u>0.183 円</u>	<u>毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間</u>	<u>その年の 6 月の料金に係る計量期間等</u>
<u>東北エリア</u>	<u>1 キロワット時につき</u>	<u>0.190 円</u>	<u>0.184 円</u>	<u>毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間</u>	<u>その年の 7 月の料金に係る計量期間等</u>
<u>東京エリア</u>	<u>1 キロワット時につき</u>	<u>0.174 円</u>	<u>0.169 円</u>	<u>毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間</u>	<u>その年の 8 月の料金に係る計量期間等</u>
<u>中部エリア</u>	<u>1 キロワット時につき</u>	<u>0.196 円</u>	<u>0.193 円</u>	<u>毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間</u>	<u>その年の 9 月の料金に係る計量期間等</u>
<u>北陸エリア</u>	<u>1 キロワット時につき</u>	<u>0.157 円</u>	<u>0.154 円</u>	<u>毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間</u>	<u>その年の 10 月の料金に係る計量期間等</u>
<u>関西エリア</u>	<u>1 キロワット時につき</u>	<u>0.106 円</u>	<u>0.105 円</u>	<u>毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間</u>	<u>その年の 11 月の料金に係る計量期間等</u>
<u>中国エリア</u>	<u>1 キロワット時につき</u>	<u>0.177 円</u>	<u>0.174 円</u>	<u>毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間</u>	<u>その年の 12 月の料金に係る計量期間等</u>
<u>四国エリア</u>	<u>1 キロワット時につき</u>	<u>0.154 円</u>	<u>0.150 円</u>	<u>毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間</u>	<u>翌年の 1 月の料金に係る計量期間等</u>
<u>九州エリア</u>	<u>1 キロワット時につき</u>	<u>0.098 円</u>	<u>0.096 円</u>	<u>毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間</u>	<u>翌年の 2 月の料金に係る計量期間等</u>
				<u>毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間</u>	<u>翌年の 3 月の料金に係る計量期間等</u>
				<u>毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間</u>	<u>翌年の 4 月の料金に係る計量期間等</u>
				<u>毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間</u> <u>(翌年が閏年となる場合は、</u> <u>翌年の 2 月 29 日までの期間)</u>	<u>翌年の 5 月の料金に係る計量期間</u>
ニ 燃料費調整額					
燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定する。					
(2) 基準単価					
基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、電力需要者の供給地点を供給区域とする当該一般送配電事業者ごとに次のとおりとする。					

改 定 後		現 行			
ホ 燃料価格調整単価の適用					
各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料価格調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料価格調整単価適用期間に使用される電気					
に適用する。但し、計量日が1日かつ検針種別が分散の場合、燃料価格調整単価適用期間は計量日の属する月の料金に係る計量期間等となる。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料価格調整単価適用期間は、次のとおりとする。					
平均燃料価格算定期間	燃料価格調整単価適用期間			高圧	特別高圧
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等	北海道電力株式会社	1キロワット時につき	18 銭 9 厘	18 銭 4 厘
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等	東北電力株式会社	1キロワット時につき	21 銭 3 厘	20 銭 6 厘
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等	東京電力株式会社	1キロワット時につき	22 銭 4 厘	22 銭 1 厘
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等	中部電力株式会社	1キロワット時につき	22 銭 3 厘	22 銭 0 厘
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等	北陸電力株式会社	1キロワット時につき	15 銭 2 厘	14 銭 9 厘
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等	関西電力株式会社	1キロワット時につき	15 銭 8 厘	15 銭 6 厘
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等	中国電力株式会社	1キロワット時につき	23 銭 4 厘	22 銭 7 厘
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等	四国電力株式会社	1キロワット時につき	18 銭 8 厘	18 銭 3 厘
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等	九州電力株式会社	1キロワット時につき	13 銭 0 厘	12 銭 8 厘
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等				
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等				
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、 翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等				
		(3) 燃料費調整単価等のお知らせ			
		当社は、(1) イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1) ロによって算定された燃料費調整単価を請求書に明示する等により通知する。			

改 定 後	現 行						
<u>(5) 市場価格調整単価の算定</u> <u>市場価格調整単価は電力需要者の供給地点の供給区域ごとに次の算式によって算定された値とする。</u> <u>イ 北海道エリア</u> <u>北海道エリアに適用される市場価格調整単価は次の算式によって算定された値とする。なお、市場価格調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。</u> <u>(算定式) 市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 基準市場価格) × 基準市場単価</u> <u>(a) 平均市場価格</u> <u>平均市場価格 = $X \times x + Y \times y$ (銭未満四捨五入)</u> <u>X = 各平均市場価格算定期間における北海道エリアの電力市場価格の1キロワット時あたりの平均価格</u> <u>Y = 各平均市場価格算定期間における北海道エリアの毎日8:00から16:00までの電力市場価格の1キロワット時あたりの平均価格</u> <u>$x = 0.6760$</u> <u>$y = 0.3240$</u> <u>(b) 基準市場価格</u> <table border="1" data-bbox="109 1016 1099 1066"> <tr> <td><u>基準市場価格</u></td><td><u>12.24 円</u></td></tr> </table> <u>(c) 基準市場単価</u> <table border="1" data-bbox="109 1115 1099 1214"> <tr> <td><u>高圧</u></td><td><u>0.229 円</u></td></tr> <tr> <td><u>特別高圧</u></td><td><u>0.223 円</u></td></tr> </table> <u>(d) 算定期間</u> <u>燃料価格調整単価と同期間で算定し、同適用月に反映する。(別紙3(4)ホの「平均燃料価格算定期間」を「平均市場価格算定期間」、「燃料価格調整単価適用期間」を「市場価格調整単価適用期間」と読み替えるものとする。)</u>	<u>基準市場価格</u>	<u>12.24 円</u>	<u>高圧</u>	<u>0.229 円</u>	<u>特別高圧</u>	<u>0.223 円</u>	
<u>基準市場価格</u>	<u>12.24 円</u>						
<u>高圧</u>	<u>0.229 円</u>						
<u>特別高圧</u>	<u>0.223 円</u>						

改 定 後	現 行						
<u>ロ 東北エリア</u> <u>東北エリアに適用される市場価格調整単価は次の算式によって算定された値とする。なお、市場価格調整単価の単位は１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。</u> <u>（算定式）市場価格調整単価＝（平均市場価格－基準市場価格）× 基準市場単価</u> <u>(a) 平均市場価格</u> <u>平均市場価格＝$X \times x + Y \times y$（銭未満四捨五入）</u> <u>X＝各平均市場価格算定期間における東北エリアの電力市場価格の１キロワット時あたりの平均価格</u> <u>Y＝各平均市場価格算定期間における東北エリアの毎日 8:00 から 16:00 までの電力市場価格の１キロワット時あたりの平均価格</u> <u>$x = 0.5332$</u> <u>$y = 0.4668$</u> <u>(b) 基準市場価格</u> <table data-bbox="96 823 1099 871"> <tr> <td data-bbox="96 823 607 871"><u>基準市場価格</u></td><td data-bbox="607 823 1099 871"><u>21.39 円</u></td></tr> </table> <u>(c) 基準市場単価</u> <table data-bbox="96 919 1099 1015"> <tr> <td data-bbox="96 919 607 967"><u>高圧</u></td><td data-bbox="607 919 1099 967"><u>0.146 円</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="96 967 607 1015"><u>特別高圧</u></td><td data-bbox="607 967 1099 1015"><u>0.142 円</u></td></tr> </table> <u>(d) 算定期間</u> <u>燃料価格調整単価と同期間で算定し、同適用月に反映する。（別紙３（４）ホの「平均燃料価格算定期間」を「平均市場価格算定期間」、「燃料価格調整単価適用期間」を「市場価格調整単価適用期間」と読み替えるものとする。）</u>	<u>基準市場価格</u>	<u>21.39 円</u>	<u>高圧</u>	<u>0.146 円</u>	<u>特別高圧</u>	<u>0.142 円</u>	
<u>基準市場価格</u>	<u>21.39 円</u>						
<u>高圧</u>	<u>0.146 円</u>						
<u>特別高圧</u>	<u>0.142 円</u>						

改 定 後	現 行						
<u>ハ 東京エリア</u> <u>東京エリアに適用される市場価格調整単価は次の算式によって算定された値とする。なお、市場価格調整単価の単位は1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。</u> <u>(算定式) 市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 基準市場価格) × 基準市場単価</u> <u>(a) 平均市場価格</u> <u>平均市場価格 = $X \times x + Y \times y$ (銭未満四捨五入)</u> <u>X = 各平均市場価格算定期間における東京エリアの電力市場価格の 1 キロワット時あたりの平均価格</u> <u>Y = 各平均市場価格算定期間における東京エリアの毎日 8:00 から 16:00 までの電力市場価格の 1 キロワット時あたりの平均価格</u> <u>x = 0.8288</u> <u>y = 0.1712</u> <u>(b) 基準市場価格</u> <table border="1" data-bbox="112 823 1099 874"> <tr> <td><u>基準市場価格</u></td><td><u>11.22 円</u></td></tr> </table> <u>(c) 基準市場単価</u> <table border="1" data-bbox="112 922 1099 1023"> <tr> <td><u>高圧</u></td><td><u>0.317 円</u></td></tr> <tr> <td><u>特別高圧</u></td><td><u>0.309 円</u></td></tr> </table> <u>(d) 算定期間</u> <u>東京エリアにおける各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりとする。なお、計量期間等の始期が毎月初日の契約地点の市場価格調整単価適用期間は、各月の前月の料金に係る計量期間等とする。</u>	<u>基準市場価格</u>	<u>11.22 円</u>	<u>高圧</u>	<u>0.317 円</u>	<u>特別高圧</u>	<u>0.309 円</u>	
<u>基準市場価格</u>	<u>11.22 円</u>						
<u>高圧</u>	<u>0.317 円</u>						
<u>特別高圧</u>	<u>0.309 円</u>						

改 定 後	現 行																										
<table border="1" data-bbox="112 225 1077 1034"> <tr> <th data-bbox="112 225 600 284">平均市場価格算定期間</th><th data-bbox="600 225 1077 284">市場価格調整単価適用期間</th></tr> <tr> <td data-bbox="112 284 600 343">毎年1月1日から1月31日までの期間</td><td data-bbox="600 284 1077 343">その年の2月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td data-bbox="112 343 600 402">毎年2月1日から2月28日までの期間 (閏年となる場合は、2月29日までの期間)</td><td data-bbox="600 343 1077 402">その年の3月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td data-bbox="112 402 600 461">毎年3月1日から3月31日までの期間</td><td data-bbox="600 402 1077 461">その年の4月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td data-bbox="112 461 600 520">毎年4月1日から4月30日までの期間</td><td data-bbox="600 461 1077 520">その年の5月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td data-bbox="112 520 600 579">毎年5月1日から5月31日までの期間</td><td data-bbox="600 520 1077 579">その年の6月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td data-bbox="112 579 600 638">毎年6月1日から6月30日までの期間</td><td data-bbox="600 579 1077 638">その年の7月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td data-bbox="112 638 600 697">毎年7月1日から7月31日までの期間</td><td data-bbox="600 638 1077 697">その年の8月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td data-bbox="112 697 600 756">毎年8月1日から8月31日までの期間</td><td data-bbox="600 697 1077 756">その年の9月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td data-bbox="112 756 600 815">毎年9月1日から9月30日までの期間</td><td data-bbox="600 756 1077 815">その年の10月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td data-bbox="112 815 600 874">毎年10月1日から10月31日までの期間</td><td data-bbox="600 815 1077 874">その年の11月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td data-bbox="112 874 600 933">毎年11月1日から11月30日までの期間</td><td data-bbox="600 874 1077 933">その年の12月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td data-bbox="112 933 600 1034">毎年12月1日から12月31日までの期間</td><td data-bbox="600 933 1077 1034">翌年の1月の料金に係る計量期間等</td></tr> </table> 二 中部エリア 中部エリアに適用される市場価格調整単価は次の算式によって算定された値とする。なお、市場価格調整単価の単位は1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。 (算定式) 市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 基準市場価格) × 基準市場単価 (a) 平均市場価格 各平均市場価格算定期間における中部エリアの毎日 6:00 から 18:00 までの電力市場価格の 1 キロワット時あたりの平均価格	平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間	毎年1月1日から1月31日までの期間	その年の2月の料金に係る計量期間等	毎年2月1日から2月28日までの期間 (閏年となる場合は、2月29日までの期間)	その年の3月の料金に係る計量期間等	毎年3月1日から3月31日までの期間	その年の4月の料金に係る計量期間等	毎年4月1日から4月30日までの期間	その年の5月の料金に係る計量期間等	毎年5月1日から5月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等	毎年6月1日から6月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等	毎年7月1日から7月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等	毎年8月1日から8月31日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等	毎年9月1日から9月30日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等	毎年10月1日から10月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等	毎年11月1日から11月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等	毎年12月1日から12月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等	
平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間																										
毎年1月1日から1月31日までの期間	その年の2月の料金に係る計量期間等																										
毎年2月1日から2月28日までの期間 (閏年となる場合は、2月29日までの期間)	その年の3月の料金に係る計量期間等																										
毎年3月1日から3月31日までの期間	その年の4月の料金に係る計量期間等																										
毎年4月1日から4月30日までの期間	その年の5月の料金に係る計量期間等																										
毎年5月1日から5月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等																										
毎年6月1日から6月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等																										
毎年7月1日から7月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等																										
毎年8月1日から8月31日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等																										
毎年9月1日から9月30日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等																										
毎年10月1日から10月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等																										
毎年11月1日から11月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等																										
毎年12月1日から12月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等																										

改 定 後	現 行						
(b) <u>基準市場価格</u> <table border="1" data-bbox="109 196 1099 245"> <tr> <td><u>基準市場価格</u></td><td><u>19.37 円</u></td></tr> </table> (c) <u>基準市場単価</u> <table border="1" data-bbox="109 296 1099 395"> <tr> <td><u>高圧</u></td><td><u>0.103 円</u></td></tr> <tr> <td><u>特別高圧</u></td><td><u>0.101 円</u></td></tr> </table> (d) <u>算定期間</u> <u>燃料価格調整単価と同期間で算定し、同適用月に反映する。(別紙 3 (4) ホの「平均燃料価格算定期間」を「平均市場価格算定期間」、「燃料価格調整単価適用期間」を「市場価格調整単価適用期間」と読み替えるものとする。)</u> <u>ホ 北陸エリア</u> <u>北陸エリアに適用される市場価格調整単価は次の算式によって算定された値とする。なお、市場価格調整単価の単位は 1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。</u> <u>1 キロワット時当たりの平均市場価格がマイナス調整基準値を下回る場合</u> <u>(算定式) 市場価格調整単価 = (平均市場価格 - マイナス調整基準値) × 基準市場単価</u> <u>1 キロワット時当たりの平均市場価格がプラス調整基準値を上回る場合</u> <u>(算定式) 市場価格調整単価 = (平均市場価格 - プラス調整基準値) × 基準市場単価</u> <u>なお、平均市場価格がプラス調整基準値およびマイナス調整基準値の範囲内の場合、調整は実施しない。</u> (a) <u>平均市場価格</u> <u>各平均市場価格算定期間における北陸エリアの毎日 6:00 から 18:00 までの電力市場価格の 1 キロワット時あたりの平均価格</u>	<u>基準市場価格</u>	<u>19.37 円</u>	<u>高圧</u>	<u>0.103 円</u>	<u>特別高圧</u>	<u>0.101 円</u>	
<u>基準市場価格</u>	<u>19.37 円</u>						
<u>高圧</u>	<u>0.103 円</u>						
<u>特別高圧</u>	<u>0.101 円</u>						

改 定 後		現 行
(b) 調整基準値		
マイナス調整基準値	8.00 円	
プラス調整基準値	32.00 円	
(c) 基準市場単価		
高圧	0.149 円	
特別高圧	0.145 円	
(d) 算定期間		
北陸エリアにおける各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりとする。但し、計量日が1日かつ検針種別が分散の場合、市場価格調整単価適用期間は計量日の属する月の料金に係る計量期間等となる。		
平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間	
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の2月の料金に係る計量期間等	
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の3月の料金に係る計量期間等	
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の4月の料金に係る計量期間等	
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の5月の料金に係る計量期間等	
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等	
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等	
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等	
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等	
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等	
毎年10月21日から11月20日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等	
毎年11月21日から12月20日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等	
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等	

改 定 後	現 行		
へ <u>関西エリア</u> <u>関西エリアに適用される市場価格調整単価は次の算式によって算定された値とする。なお、市場価格調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。</u> <u>(算定式) 市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 基準市場価格) × 基準市場単価</u> <u>(a) 平均市場価格</u> <u>平均市場価格 = $X \times x + Y \times y$ (銭未満四捨五入)</u> <u>X = 各平均市場価格算定期間における関西エリアの電力市場価格の1キロワット時あたりの平均価格</u> <u>Y = 各平均市場価格算定期間における関西エリアの毎日 8:00 から 16:00 までの電力市場価格の1キロワット時あたりの平均価格</u> <u>x = 0.9162</u> <u>y = 0.0838</u> <u>(b) 基準市場価格</u> <table border="1" data-bbox="114 823 1099 874"> <tr> <td><u>基準市場価格</u></td><td><u>10.82 円</u></td></tr> </table> <u>(c) 基準市場単価</u> <u>関西エリアにおける各基準市場単価に対応する基準市場単価適用期間は、次のとおりとする。但し、計量日が1日かつ検針種別が分散の場合、適用される基準市場単価は計量日の属する月の料金に係る計量期間等となる。</u>	<u>基準市場価格</u>	<u>10.82 円</u>	
<u>基準市場価格</u>	<u>10.82 円</u>		

改 定 後				現 行																																																	
<table><tr><th><u>高圧</u> (500kW 未満の 契約種別)</th><th><u>高圧</u> (500kW 以上の 契約種別)</th><th><u>特別高圧</u></th><th><u>基準市場単価適用期間</u></th></tr><tr><td><u>0. 377 円</u></td><td><u>0. 492 円</u></td><td><u>0. 485 円</u></td><td><u>1 月の料金に係る計量期間等</u></td></tr><tr><td><u>0. 492 円</u></td><td><u>0. 376 円</u></td><td><u>0. 372 円</u></td><td><u>2 月の料金に係る計量期間等</u></td></tr><tr><td><u>0. 376 円</u></td><td><u>0. 499 円</u></td><td><u>0. 493 円</u></td><td><u>3 月の料金に係る計量期間等</u></td></tr><tr><td><u>0. 237 円</u></td><td><u>0. 486 円</u></td><td><u>0. 480 円</u></td><td><u>4 月の料金に係る計量期間等</u></td></tr><tr><td><u>0. 486 円</u></td><td><u>0. 399 円</u></td><td><u>0. 395 円</u></td><td><u>5 月の料金に係る計量期間等</u></td></tr><tr><td><u>0. 399 円</u></td><td><u>0. 209 円</u></td><td><u>0. 207 円</u></td><td><u>6 月の料金に係る計量期間等</u></td></tr><tr><td><u>0. 209 円</u></td><td><u>0. 221 円</u></td><td><u>0. 218 円</u></td><td><u>7 月の料金に係る計量期間等</u></td></tr><tr><td><u>0. 221 円</u></td><td><u>0. 362 円</u></td><td><u>0. 356 円</u></td><td><u>8 月の料金に係る計量期間等</u></td></tr><tr><td><u>0. 362 円</u></td><td><u>0. 485 円</u></td><td><u>0. 479 円</u></td><td><u>9 月の料金に係る計量期間等</u></td></tr><tr><td><u>0. 485 円</u></td><td><u>0. 442 円</u></td><td><u>0. 436 円</u></td><td><u>10 月の料金に係る計量期間等</u></td></tr><tr><td><u>0. 442 円</u></td><td><u>0. 290 円</u></td><td><u>0. 287 円</u></td><td><u>11 月の料金に係る計量期間等</u></td></tr><tr><td><u>0. 290 円</u></td><td><u>0. 377 円</u></td><td><u>0. 373 円</u></td><td><u>12 月の料金に係る計量期間等</u></td></tr></table>	<u>高圧</u> (500kW 未満の 契約種別)	<u>高圧</u> (500kW 以上の 契約種別)	<u>特別高圧</u>	<u>基準市場単価適用期間</u>	<u>0. 377 円</u>	<u>0. 492 円</u>	<u>0. 485 円</u>	<u>1 月の料金に係る計量期間等</u>	<u>0. 492 円</u>	<u>0. 376 円</u>	<u>0. 372 円</u>	<u>2 月の料金に係る計量期間等</u>	<u>0. 376 円</u>	<u>0. 499 円</u>	<u>0. 493 円</u>	<u>3 月の料金に係る計量期間等</u>	<u>0. 237 円</u>	<u>0. 486 円</u>	<u>0. 480 円</u>	<u>4 月の料金に係る計量期間等</u>	<u>0. 486 円</u>	<u>0. 399 円</u>	<u>0. 395 円</u>	<u>5 月の料金に係る計量期間等</u>	<u>0. 399 円</u>	<u>0. 209 円</u>	<u>0. 207 円</u>	<u>6 月の料金に係る計量期間等</u>	<u>0. 209 円</u>	<u>0. 221 円</u>	<u>0. 218 円</u>	<u>7 月の料金に係る計量期間等</u>	<u>0. 221 円</u>	<u>0. 362 円</u>	<u>0. 356 円</u>	<u>8 月の料金に係る計量期間等</u>	<u>0. 362 円</u>	<u>0. 485 円</u>	<u>0. 479 円</u>	<u>9 月の料金に係る計量期間等</u>	<u>0. 485 円</u>	<u>0. 442 円</u>	<u>0. 436 円</u>	<u>10 月の料金に係る計量期間等</u>	<u>0. 442 円</u>	<u>0. 290 円</u>	<u>0. 287 円</u>	<u>11 月の料金に係る計量期間等</u>	<u>0. 290 円</u>	<u>0. 377 円</u>	<u>0. 373 円</u>	<u>12 月の料金に係る計量期間等</u>	
<u>高圧</u> (500kW 未満の 契約種別)	<u>高圧</u> (500kW 以上の 契約種別)	<u>特別高圧</u>	<u>基準市場単価適用期間</u>																																																		
<u>0. 377 円</u>	<u>0. 492 円</u>	<u>0. 485 円</u>	<u>1 月の料金に係る計量期間等</u>																																																		
<u>0. 492 円</u>	<u>0. 376 円</u>	<u>0. 372 円</u>	<u>2 月の料金に係る計量期間等</u>																																																		
<u>0. 376 円</u>	<u>0. 499 円</u>	<u>0. 493 円</u>	<u>3 月の料金に係る計量期間等</u>																																																		
<u>0. 237 円</u>	<u>0. 486 円</u>	<u>0. 480 円</u>	<u>4 月の料金に係る計量期間等</u>																																																		
<u>0. 486 円</u>	<u>0. 399 円</u>	<u>0. 395 円</u>	<u>5 月の料金に係る計量期間等</u>																																																		
<u>0. 399 円</u>	<u>0. 209 円</u>	<u>0. 207 円</u>	<u>6 月の料金に係る計量期間等</u>																																																		
<u>0. 209 円</u>	<u>0. 221 円</u>	<u>0. 218 円</u>	<u>7 月の料金に係る計量期間等</u>																																																		
<u>0. 221 円</u>	<u>0. 362 円</u>	<u>0. 356 円</u>	<u>8 月の料金に係る計量期間等</u>																																																		
<u>0. 362 円</u>	<u>0. 485 円</u>	<u>0. 479 円</u>	<u>9 月の料金に係る計量期間等</u>																																																		
<u>0. 485 円</u>	<u>0. 442 円</u>	<u>0. 436 円</u>	<u>10 月の料金に係る計量期間等</u>																																																		
<u>0. 442 円</u>	<u>0. 290 円</u>	<u>0. 287 円</u>	<u>11 月の料金に係る計量期間等</u>																																																		
<u>0. 290 円</u>	<u>0. 377 円</u>	<u>0. 373 円</u>	<u>12 月の料金に係る計量期間等</u>																																																		
(d) <u>算定期間</u> <u>関西エリアにおける各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりとする。なお、計量期間等の始期が毎月初日の契約地点の市場価格調整単価適用期間は、各月の翌月の料金に係る計量期間等とする。</u>																																																					

改 定 後		現 行																										
<table><tr><th><u>平均市場価格算定期間</u></th><th><u>市場価格調整単価適用期間</u></th></tr><tr><td><u>毎年1月21日から2月20日までの期間</u></td><td><u>その年の4月の料金に係る計量期間等</u></td></tr><tr><td><u>毎年2月21日から3月20日までの期間</u></td><td><u>その年の5月の料金に係る計量期間等</u></td></tr><tr><td><u>毎年3月21日から4月20日までの期間</u></td><td><u>その年の6月の料金に係る計量期間等</u></td></tr><tr><td><u>毎年4月21日から5月20日までの期間</u></td><td><u>その年の7月の料金に係る計量期間等</u></td></tr><tr><td><u>毎年5月21日から6月20日までの期間</u></td><td><u>その年の8月の料金に係る計量期間等</u></td></tr><tr><td><u>毎年6月21日から7月20日までの期間</u></td><td><u>その年の9月の料金に係る計量期間等</u></td></tr><tr><td><u>毎年7月21日から8月20日までの期間</u></td><td><u>その年の10月の料金に係る計量期間等</u></td></tr><tr><td><u>毎年8月21日から9月20日までの期間</u></td><td><u>その年の11月の料金に係る計量期間等</u></td></tr><tr><td><u>毎年9月21日から10月20日までの期間</u></td><td><u>その年の12月の料金に係る計量期間等</u></td></tr><tr><td><u>毎年10月21日から11月20日までの期間</u></td><td><u>翌年の1月の料金に係る計量期間等</u></td></tr><tr><td><u>毎年11月21日から12月20日までの期間</u></td><td><u>翌年の2月の料金に係る計量期間等</u></td></tr><tr><td><u>毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間</u></td><td><u>翌年の3月の料金に係る計量期間等</u></td></tr></table>		<u>平均市場価格算定期間</u>	<u>市場価格調整単価適用期間</u>	<u>毎年1月21日から2月20日までの期間</u>	<u>その年の4月の料金に係る計量期間等</u>	<u>毎年2月21日から3月20日までの期間</u>	<u>その年の5月の料金に係る計量期間等</u>	<u>毎年3月21日から4月20日までの期間</u>	<u>その年の6月の料金に係る計量期間等</u>	<u>毎年4月21日から5月20日までの期間</u>	<u>その年の7月の料金に係る計量期間等</u>	<u>毎年5月21日から6月20日までの期間</u>	<u>その年の8月の料金に係る計量期間等</u>	<u>毎年6月21日から7月20日までの期間</u>	<u>その年の9月の料金に係る計量期間等</u>	<u>毎年7月21日から8月20日までの期間</u>	<u>その年の10月の料金に係る計量期間等</u>	<u>毎年8月21日から9月20日までの期間</u>	<u>その年の11月の料金に係る計量期間等</u>	<u>毎年9月21日から10月20日までの期間</u>	<u>その年の12月の料金に係る計量期間等</u>	<u>毎年10月21日から11月20日までの期間</u>	<u>翌年の1月の料金に係る計量期間等</u>	<u>毎年11月21日から12月20日までの期間</u>	<u>翌年の2月の料金に係る計量期間等</u>	<u>毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間</u>	<u>翌年の3月の料金に係る計量期間等</u>	
<u>平均市場価格算定期間</u>	<u>市場価格調整単価適用期間</u>																											
<u>毎年1月21日から2月20日までの期間</u>	<u>その年の4月の料金に係る計量期間等</u>																											
<u>毎年2月21日から3月20日までの期間</u>	<u>その年の5月の料金に係る計量期間等</u>																											
<u>毎年3月21日から4月20日までの期間</u>	<u>その年の6月の料金に係る計量期間等</u>																											
<u>毎年4月21日から5月20日までの期間</u>	<u>その年の7月の料金に係る計量期間等</u>																											
<u>毎年5月21日から6月20日までの期間</u>	<u>その年の8月の料金に係る計量期間等</u>																											
<u>毎年6月21日から7月20日までの期間</u>	<u>その年の9月の料金に係る計量期間等</u>																											
<u>毎年7月21日から8月20日までの期間</u>	<u>その年の10月の料金に係る計量期間等</u>																											
<u>毎年8月21日から9月20日までの期間</u>	<u>その年の11月の料金に係る計量期間等</u>																											
<u>毎年9月21日から10月20日までの期間</u>	<u>その年の12月の料金に係る計量期間等</u>																											
<u>毎年10月21日から11月20日までの期間</u>	<u>翌年の1月の料金に係る計量期間等</u>																											
<u>毎年11月21日から12月20日までの期間</u>	<u>翌年の2月の料金に係る計量期間等</u>																											
<u>毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間</u>	<u>翌年の3月の料金に係る計量期間等</u>																											
<u>ト 中国エリア</u> <u>中国エリアに適用される市場価格調整単価は次の算式によって算定された値とする。なお、市場価格調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。</u> <u>(算定式) 市場価格調整単価＝(平均市場価格－基準市場価格)× 基準市場単価</u> <u>(a) 平均市場価格</u> <u>平均市場価格＝X×x＋Y×y (銭未満四捨五入)</u>																												

改 定 後	現 行						
<u>X = 各平均市場価格算定期間における中国エリアの電力市場価格の 1 キロワット時あたりの平均価格</u> <u>Y = 各平均市場価格算定期間における中国エリアの毎日 8:00 から 16:00 までの電力市場価格の 1 キロワット時あたりの平均価格</u> <u>x = 0.4861</u> <u>y = 0.5139</u> <u>(b) 基準市場価格</u> <table border="1" data-bbox="109 485 1099 536"> <tr> <td><u>基準市場価格</u></td><td><u>9.45 円</u></td></tr> </table> <u>(c) 基準市場単価</u> <table border="1" data-bbox="109 584 1099 684"> <tr> <td><u>高圧</u></td><td><u>0.265 円</u></td></tr> <tr> <td><u>特別高圧</u></td><td><u>0.259 円</u></td></tr> </table> <u>(d) 算定期間</u> <u>燃料価格調整単価と同期間で算定し、同適用月に反映する。(別紙 3 (4) ホの「平均燃料価格算定期間」を「平均市場価格算定期間」、「燃料価格調整単価適用期間」を「市場価格調整単価適用期間」と読み替えるものとする。)</u> <u>チ 四国エリア</u> <u>四国エリアでは市場価格調整単価は適用されない。</u> <u>リ 九州エリア</u> <u>九州エリアに適用される市場価格調整単価は次の算式によって算定された値とする。なお、市場価格調整単価の単位は 1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。</u> <u>(算定式) 市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 基準市場価格) × 基準市場単価</u>	<u>基準市場価格</u>	<u>9.45 円</u>	<u>高圧</u>	<u>0.265 円</u>	<u>特別高圧</u>	<u>0.259 円</u>	
<u>基準市場価格</u>	<u>9.45 円</u>						
<u>高圧</u>	<u>0.265 円</u>						
<u>特別高圧</u>	<u>0.259 円</u>						

改 定 後	現 行						
(a) <u>平均市場価格</u> <u>平均市場価格 = $X \times x + Y \times y$ (銭未満四捨五入)</u> <u>X = 各平均市場価格算定期間における九州エリアの電力市場価格の 1 キロワット時あたりの平均価格</u> <u>Y = 各平均市場価格算定期間における九州エリアの毎日 6:00 から 18:00 までの電力市場価格の 1 キロワット時あたりの平均価格</u> <u>$x = 0.4627$</u> <u>$y = 0.5373$</u> (b) <u>基準市場価格</u> <table border="1" data-bbox="109 582 1099 632"> <tr> <td>基準市場価格</td><td>8.22 円</td></tr> </table> (c) <u>基準市場単価</u> <table border="1" data-bbox="109 679 1099 780"> <tr> <td>高圧</td><td>0.284 円</td></tr> <tr> <td>特別高圧</td><td>0.278 円</td></tr> </table> (d) <u>算定期間</u> <u>九州エリアにおける各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりとする。但し、計量日が 1 日かつ検針種別が分散の場合、市場価格調整単価適用期間は計量日の属する月の料金に係る計量期間等となる。</u>	基準市場価格	8.22 円	高圧	0.284 円	特別高圧	0.278 円	
基準市場価格	8.22 円						
高圧	0.284 円						
特別高圧	0.278 円						

改 定 後		現 行																									
<table><tr><th>平均市場価格算定期間</th><th>市場価格調整単価適用期間</th></tr><tr><td>毎年1月21日から2月20日までの期間</td><td>その年の4月の料金に係る計量期間等</td></tr><tr><td>毎年2月21日から3月20日までの期間</td><td>その年の5月の料金に係る計量期間等</td></tr><tr><td>毎年3月21日から4月20日までの期間</td><td>その年の6月の料金に係る計量期間等</td></tr><tr><td>毎年4月21日から5月20日までの期間</td><td>その年の7月の料金に係る計量期間等</td></tr><tr><td>毎年5月21日から6月20日までの期間</td><td>その年の8月の料金に係る計量期間等</td></tr><tr><td>毎年6月21日から7月20日までの期間</td><td>その年の9月の料金に係る計量期間等</td></tr><tr><td>毎年7月21日から8月20日までの期間</td><td>その年の10月の料金に係る計量期間等</td></tr><tr><td>毎年8月21日から9月20日までの期間</td><td>その年の11月の料金に係る計量期間等</td></tr><tr><td>毎年9月21日から10月20日までの期間</td><td>その年の12月の料金に係る計量期間等</td></tr><tr><td>毎年10月21日から11月20日までの期間</td><td>翌年の1月の料金に係る計量期間等</td></tr><tr><td>毎年11月21日から12月20日までの期間</td><td>翌年の2月の料金に係る計量期間等</td></tr><tr><td>毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間</td><td>翌年の3月の料金に係る計量期間等</td></tr></table>	平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間	毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の4月の料金に係る計量期間等	毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の5月の料金に係る計量期間等	毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等	毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等	毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等	毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等	毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等	毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等	毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等	毎年10月21日から11月20日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等	毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等	毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等	
平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間																										
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の4月の料金に係る計量期間等																										
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の5月の料金に係る計量期間等																										
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等																										
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等																										
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等																										
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等																										
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等																										
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等																										
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等																										
毎年10月21日から11月20日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等																										
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等																										
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等																										
<u>(6) 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定</u> <u>イ 離島ユニバーサルサービス調整単価</u> <u>離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値とする。</u> <u>なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。</u> <u>(算定式) 離島ユニバーサルサービス調整単価＝（離島平均燃料価格－離島基準燃料価格）×（離島基準単価÷1，000）</u>																											

改 定 後	現 行								
<u>ロ 離島基準燃料価格</u> <u>離島基準燃料価格は電力需要者の供給地点の供給区域ごとに次のとおりとする。</u> <table border="1"> <tr> <td><u>北海道エリア</u></td><td><u>79,300円</u></td></tr> <tr> <td><u>東北エリア</u></td><td><u>79,300円</u></td></tr> <tr> <td><u>中国エリア</u></td><td><u>79,300円</u></td></tr> <tr> <td><u>九州エリア</u></td><td><u>79,300円</u></td></tr> </table> <u>ハ 離島平均燃料価格</u> <u>原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値とする。なお、離島平均燃料価格は、1 0 0 円単位とし、1 0 0 円未満の端数は、1 0 円の位で四捨五入する。但し、離島平均燃料価格が 1 1 9 , 0 0 0 円を上回る場合は、離島平均燃料価格を 1 1 9 , 0 0 0 円とする。</u> <u>(算定式) 離島平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$</u> <u>A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</u> <u>B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</u> <u>C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</u> <u>α、β、および γ は電力需要者の供給地点の供給区域ごとに次のとおりとする。</u>	<u>北海道エリア</u>	<u>79,300円</u>	<u>東北エリア</u>	<u>79,300円</u>	<u>中国エリア</u>	<u>79,300円</u>	<u>九州エリア</u>	<u>79,300円</u>	
<u>北海道エリア</u>	<u>79,300円</u>								
<u>東北エリア</u>	<u>79,300円</u>								
<u>中国エリア</u>	<u>79,300円</u>								
<u>九州エリア</u>	<u>79,300円</u>								

改 定 後				現 行																				
<table><tr><td><u>北海道エリア</u></td><td><u>$\alpha = 1.0000$</u></td><td><u>$\beta = 0.0000$</u></td><td><u>$\gamma = 0.0000$</u></td></tr><tr><td><u>東北エリア</u></td><td><u>$\alpha = 1.0000$</u></td><td><u>$\beta = 0.0000$</u></td><td><u>$\gamma = 0.0000$</u></td></tr><tr><td><u>中国エリア</u></td><td><u>$\alpha = 1.0000$</u></td><td><u>$\beta = 0.0000$</u></td><td><u>$\gamma = 0.0000$</u></td></tr><tr><td><u>九州エリア</u></td><td><u>$\alpha = 1.0000$</u></td><td><u>$\beta = 0.0000$</u></td><td><u>$\gamma = 0.0000$</u></td></tr></table>				<u>北海道エリア</u>	<u>$\alpha = 1.0000$</u>	<u>$\beta = 0.0000$</u>	<u>$\gamma = 0.0000$</u>	<u>東北エリア</u>	<u>$\alpha = 1.0000$</u>	<u>$\beta = 0.0000$</u>	<u>$\gamma = 0.0000$</u>	<u>中国エリア</u>	<u>$\alpha = 1.0000$</u>	<u>$\beta = 0.0000$</u>	<u>$\gamma = 0.0000$</u>	<u>九州エリア</u>	<u>$\alpha = 1.0000$</u>	<u>$\beta = 0.0000$</u>	<u>$\gamma = 0.0000$</u>					
<u>北海道エリア</u>	<u>$\alpha = 1.0000$</u>	<u>$\beta = 0.0000$</u>	<u>$\gamma = 0.0000$</u>																					
<u>東北エリア</u>	<u>$\alpha = 1.0000$</u>	<u>$\beta = 0.0000$</u>	<u>$\gamma = 0.0000$</u>																					
<u>中国エリア</u>	<u>$\alpha = 1.0000$</u>	<u>$\beta = 0.0000$</u>	<u>$\gamma = 0.0000$</u>																					
<u>九州エリア</u>	<u>$\alpha = 1.0000$</u>	<u>$\beta = 0.0000$</u>	<u>$\gamma = 0.0000$</u>																					
二 <u>離島基準単価</u> <u>基準単価は、離島平均燃料価格が1， 0 0 0円変動した場合の値とし、電力需要者の供給地点の供給区域ごとに次のとおりとする。</u>																								
<table><tr><td></td><td></td><td><u>高圧</u></td><td><u>特別高圧</u></td></tr><tr><td><u>北海道エリア</u></td><td><u>1キロワット時につき</u></td><td><u>0.001 円</u></td><td><u>0.001 円</u></td></tr><tr><td><u>東北エリア</u></td><td><u>1キロワット時につき</u></td><td><u>0.001 円</u></td><td><u>0.001 円</u></td></tr><tr><td><u>中国エリア</u></td><td><u>1キロワット時につき</u></td><td><u>0.001 円</u></td><td><u>0.001 円</u></td></tr><tr><td><u>九州エリア</u></td><td><u>1キロワット時につき</u></td><td><u>0.003 円</u></td><td><u>0.003 円</u></td></tr></table>						<u>高圧</u>	<u>特別高圧</u>	<u>北海道エリア</u>	<u>1キロワット時につき</u>	<u>0.001 円</u>	<u>0.001 円</u>	<u>東北エリア</u>	<u>1キロワット時につき</u>	<u>0.001 円</u>	<u>0.001 円</u>	<u>中国エリア</u>	<u>1キロワット時につき</u>	<u>0.001 円</u>	<u>0.001 円</u>	<u>九州エリア</u>	<u>1キロワット時につき</u>	<u>0.003 円</u>	<u>0.003 円</u>	
		<u>高圧</u>	<u>特別高圧</u>																					
<u>北海道エリア</u>	<u>1キロワット時につき</u>	<u>0.001 円</u>	<u>0.001 円</u>																					
<u>東北エリア</u>	<u>1キロワット時につき</u>	<u>0.001 円</u>	<u>0.001 円</u>																					
<u>中国エリア</u>	<u>1キロワット時につき</u>	<u>0.001 円</u>	<u>0.001 円</u>																					
<u>九州エリア</u>	<u>1キロワット時につき</u>	<u>0.003 円</u>	<u>0.003 円</u>																					
ホ <u>算定期間</u> <u>燃料価格調整単価と同期間で算定し、同適用月に反映する。(別紙3 (4) ホの「平均燃料価格算定期間」を「離島平均燃料価格算定期間」、「燃料価格調整単価適用期間」を「離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間」と読み替えるものとする。)</u>																								

改 定 後	現 行
4. 日割計算の基本算式 (1) 基本料金を日割りする場合の日割計算の算式は、次のとおりとする。 (算定式) (基本料金単価 ÷ 計量期間等の日数) × 日割計算対象日数 × 契約電力 <u>但し</u>、第13条第3項(3)に該当する場合、計量期間等の日数にかえ、暦日数とする。 (2) 自家発補給電力基本料金を日割りする場合の日割計算の算式は、次のとおりとする。 (算定式) (自家発補給電力基本料金単価 ÷ 計量期間等の日数) × 日割計算対象日数 × 契約電力 <u>但し</u>、第13条第3項(3)に該当する場合、計量期間等の日数にかえ、暦日数とする。 (3) 予備送電サービス料金を日割りする場合の日割計算の算式は、次のとおりとする。 (算定式) (予備送電サービス単価 ÷ 計量期間等の日数) × 日割計算対象日数 × 契約電力 <u>但し</u>、第13条第3項(3)に該当する場合、計量期間等の日数にかえ、暦日数とする。 (4) 電気の供給を開始し、又は電力需給契約が<u>終了</u>した場合の、(1)、(2)および(3)にいう計量期間等の日数は、電気の供給を開始した場合、開始日を含む計量期間等の日数とし、電力需給契約が<u>終了</u>した場合、<u>終了日</u>の前日を含む計量期間等の日数とする。 (5) 電気の供給を開始し、又は電力需給契約が<u>終了</u>した場合の、(1)、(2)および(3)にいう暦日数は、電気の供給を開始した場合、開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数とし、電力需給契約が<u>終了</u>した場合、<u>終了日</u>の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数とする。 (6) (略)	4. 日割計算の基本算式 (1) 基本料金を日割りする場合の日割計算の算式は、次のとおりとする。 (算定式) (基本料金単価 ÷ 計量期間等の日数) × 日割計算対象日数 × 契約電力 <u>ただし</u>、第13条第3項(3)に該当する場合、計量期間等の日数にかえ、暦日数とする。 (2) 自家発補給電力基本料金を日割りする場合の日割計算の算式は、次のとおりとする。 (算定式) (自家発補給電力基本料金単価 ÷ 計量期間等の日数) × 日割計算対象日数 × 契約電力 <u>ただし</u>、第13条第3項(3)に該当する場合、計量期間等の日数にかえ、暦日数とする。 (3) 予備送電サービス料金を日割りする場合の日割計算の算式は、次のとおりとする。 (算定式) (予備送電サービス単価 ÷ 計量期間等の日数) × 日割計算対象日数 × 契約電力 <u>ただし</u>、第13条第3項(3)に該当する場合、計量期間等の日数にかえ、暦日数とする。 (4) 電気の供給を開始し、又は電力需給契約が<u>消滅</u>した場合の、(1)、(2)および(3)にいう計量期間等の日数は、電気の供給を開始した場合、開始日を含む計量期間等の日数とし、電力需給契約が<u>消滅</u>した場合、<u>消滅日</u>の前日を含む計量期間等の日数とする。 (5) 電気の供給を開始し、又は電力需給契約が<u>消滅</u>した場合の、(1)、(2)および(3)にいう暦日数は、電気の供給を開始した場合、開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数とし、電力需給契約が<u>消滅</u>した場合、<u>消滅日</u>の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数とする。 (6) (略)